

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 市の個人情報保護について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2021年デジタル改革関連法が成立したことにより個人情報保護法が改正され、これまで市の条例に基づいて行ってきた個人情報保護制度が国の制度に一元化されることになりました。このことにより、小平市でも個人情報保護条例の見直しが進められています。しかし専門家からは、国の制度だけでは市民の個人情報が適切に保護されない場合があることも指摘されています。

小平市の個人情報が適切に保護されるよう以下質問します。

- 1, 個人情報保護法の改正に際し関係条例について、国からどのような通知等を受けていますか。
- 2, 小平市個人情報保護制度の見直しの時期と進捗状況をお示ください。
- 3, 個人情報保護法だけではカバーしきれない個人情報の保護や開示について、注意すべき点や課題はどのような点だとお考えですか。
- 4, 小平市行政不服審査会及び小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会では、今後の個人情報保護条例についてどのようなことが話されていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和4年5月30日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 】

25	24	23	22

-(/)